令和３年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第２回 定例会（第４号）

招集年月日	令和３年　６月　１日					
招集の場所	美　郷　町　役　場　議　会　議　場					
開会日時及び宣告	開 会	令和３年　６月　１０日　　午前　９時３０分				
		議　長　　佐　竹　一　夫				
	閉 会	令和３年　６月　１０日　　午後　２時００分				
		議　長　　佐　竹　一　夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席１２名 欠席　０名 凡例 ○ 出　席 △ 欠　席 × 不応招 ○△公務欠	議席番号	氏　　名	出席等の別	議席番号	氏　　名	出席等の別
	議　長（１１）	佐　竹　一　夫	○	6	藤　原　修　治	○
	副議長（５）	福島教次郎	○	7	岩　根　和　博	○
	1	日　髙　　学	○	8	山　本　幹　雄	○
	2	中　原　保　彦	○	9	安　田　勝　司	○
	3	波多野康博	○	１０	籏　根　正　一	○
	4	原　克　美	○	１２	西　嶋　二　郎	○

会議録署名議員	４番	原　克　美	５番	福島教次郎
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏　名	職　名	氏　名	職　名	氏　名
	町　長	嘉　戸　隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	山根啓史
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安　田　亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	添谷正夫
	美郷暮らし推進課長	旭林修範	教育課長	漆谷千鳥
	会計課長	井上陽生		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長　井原武徳 議会事務局員　大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和３年美郷町議会第２回定例会議事日程

（第　４　号）

令和３年６月１０日（木）　午前９時３０分 開会

日程	事　　件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問
3	請願・陳情審査報告、質疑、討論及び表決
4	委員会審査報告及び質疑
5	議案の討論及び表決 【条例案】 議案第４２号　美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第４３号　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 【予算案】 議案第４４号　令和３年度美郷町一般会計補正予算（第２号） 議案第４５号　令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号） 議案第４６号　令和３年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第１号） 議案第４７号　令和３年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

	議案第４８号　令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号） 議案第４９号　令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） 【一般事件案】 議案第５０号　専決処分の承認を求めることについて 議案第５１号　専決処分の承認を求めることについて 議案第５２号　専決処分の承認を求めることについて
6	委員会の継続審査調査付託

（開会　午前　９時　３０分）

●佐竹議長

お早うございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、４番・原議員、５番・福島議員を指名いたします。

日程第２、一般質問を行います。通告７までの一般質問が終了しておりますので、本日は、通告８から９までの、一般質問を行います。

通告８、５番・福島議員。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

５番、福島でございます。一般質問２日目、最終日の１番手として、私は通告しておりますように、令和３年産米価の行方と担い手対策の強化をと題して、農地、農業、農家を守りたい思いで質問をさせていただきます。まず冒頭からではありますが、令和２年産米に対するナラシが発動される見込みであります。補てん額は、一番多い県で１０アール当たり１万５３５８円。島根県においては１０アール当たり６４２円が見込まれております。既にＪＡにおかれましては、補てん準備に向けて動かれております。さて、町内では田植えもほとんど終わり、緑一色になりつつあります。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受け、飲食店や観光関連施設のお米の減少が続いています。かといって、巣ごもりにより家庭消費で伸びてるかと思えばそんなことはなく、令和２年産の米消費量は伸び悩んでいる。更に、令和３年産の稲作経営は今までにないきつくとなる見通しだと専門家から伺いました。更に令和２年産米の在庫増により、令和３年産米の価格は暴落するおそれがあるとまで聞きました。米の在庫量が増加すれば需要とのバランスを崩し、価格が下落するのは当然のことですが下落額が半端でなかった場合、農家の経営はどうなるのでしょうか。とても心配です。この場合、農家への救援策はあるのでしょうか。万が一混乱が生じた際には、責任は生産者である農家自身でしょうか。指導販売のＪＡでしょうか。それとも農政を司る行政でしょうか。一体誰が責任とるのでしょうか。また一方では、責任も重要ですが、それよりも、離農する農家が出現するのではないかと、私は懸念をしています。町としては、この米価下落説についてどのようにとらえていいのでしょう。解決策として、水田活用の直接支払交付金や産地交付金制度もあると聞きましたが、既に田植えが終わった今では転作も無理のような気がしますが、いかがでしょうか。日頃の備えといっても過言になるでしょうが、輸出米をつくるのは、ハードルが少し高いと思われます。やはり我が町の農地を守るた

めには、リースハウス事業などにより高収益作物栽培を目指し、基盤整備を図り思い切った政策による後継者、担い手づくりが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。それでは福島議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず令和３年産米価の行方についてご説明をいたします。令和３年産米をめぐる状況につきましては、昨年１１月に公表されました米の需給見通しにおきまして、６万７０００ヘクタールの作付転換が必要な状況となっているところです。米の生産につきましては、平成３０年産米から行政による生産数量目標の配分が廃止され、生産者みずからの経営判断により需要に応じた生産、販売が行われるようになりました。農業者個々の取り組みにおいて、需要に応じた生産、販売が実践されていたわけですが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、需要減が続いており、米の消費回復の兆しが見えておりません。また、５月のゴールデンウィークにつきましても、東京、大阪など大都市を中心に緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が適用されており、外食産業の需要回復はまだまだ期待できるものではありません。国全体の市場として、民間在庫量は増加を続けており４月末現在での民間在庫量は、前年比１３％増の２３１万トンで、これは６年ぶりの高水準となっており、主食用米以外の作付転換が進まなければ需給と価格が安定せず、その影響は市場全体に波及してくる状況にございます。４月末に公表されました令和３年産米などの作付以降におきましては主食用米は２年産実績との比較で、減少傾向が３８県、前年並み傾向が９県、増加傾向０県となりました。減少傾向とした県のうち１％から３％程度の減少が２８県、３％から５％程度が８県、５％超の減少が２県となり、全国の主食用米の作付面積を試算しますと、先ほど申し上げました作付転換が必要な６万７０００ヘクタールの５割強に相当する３万７０００ヘクタールの減少が見込まれております。こちらも１月末時点と比べ一定程度転換が進んでいるところです。しかしながら、過去最大規模の作付転換を実現するためには、より一層の取り組みが重要となっています。主食用米を飼料用米に転換するということも１つの選択肢ではあり、いろいろと条件が重なることで主食用米よりも高い所得が得られますが、その所得は必ずしも保障されたものではありません。ミニトマトを中心とした高収益作物への転換をするにしましても、基盤整備や施設整備に対して一定の時間を要します。米価の下落は、全国的な需要と供給により生じるものであり、誰の責任かということにつきましては、なかなか申し上げることができないと思います。米価下落対策としましては、経営所得安定対策のナラシ対策や収入保険という制度がありますが、すべての農家が加入できる制度ではありません。町といたしましては、今後とも国の動きを注視し、農業者への情報提供に努めていきたいと考えます。主食用米の長期的な対策につきましては、町単独でできる取り組みではありませんので、引き続き県や関係機関と連携して、必要な対策を進めてまいります。

次に担い手対策の強化について、ご説明をいたします。まず町としましては、認定農業者に合わせ集落営農組織も重要な担い手の１つと位置づけており、現在町内に２０の集落営農組織がございます。長期総合計画におきまして、集落営農組織の法人化と広域化を目標としており、特に比之宮地域では、広域連携への取り組みも進んでいます。集落営農組織がない地域につきましてはファームサポートを美郷が、農地保全を行い令和２年度末現在で１５．９ヘクタールの農地を管理されており、令和３年度には２０．４ヘクタールに拡大される見込みです。昨年度末には、美郷町農業担い手育成対策意見交換会を開催し、町の今後の取り組みの説明と担い手となる集落営農組織や認定農業者の皆様からの意見を伺ったところですが、組織ぐるみで農地を担っていただくことが重要であると考えています。また平成２７年度から平成３０年度までにリースハウス事業で３８棟のハウスの整備をしています。４つの事業者におきまして、ミニトマト生産に取り組んでいただいており、昨年度は、１０アール当たり４００万円を超える所得となった極めて優良な事例も出てきております。今後は新規就農者や地域で意欲のある農業者に対しての支援策として、国や県の事業を活用した新たなリースハウス事業を創設するべく、県や農協も含めた関係機関で協議を開始したところでございます。ミニトマトの産地化に向け研修から就農、定住までを含めた就農パッケージを作り、後継者、担い手を育成していき農業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

ただ今回答をいただきましたが、はっきりとはおっしゃっておりませんが、３年産米の米価は下がるのではないかとの見込みだと勝手に思いました。そこで、ナラシ収入保険が度々言葉に出ております。このナラシ収入保険の加入条件をお知らせいただきたいと思います。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●山根産業振興課長

ナラシ対策の加入の要件でございます。まず、認定農業者、集落営農、認定新規就農者ということになっております。収入保険につきましては、青色申告をされている個人、法人ということになっております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

ということですが、いわゆるナラシ収入保険制度があるよということを農家に周知されてるのかどうかということと、先ほどの話ではナラシ収入保険は認定農家や青色申告をしてるものということで、これらが加入できると。補償を受けることが可能であるということです。一般農家には農業共済しかなく、鳥獣害被害や、災害しか補償は救済制度がないと思

います。これを希望する者には、誰でも加入できるようにしなければならないのじゃないかなと思います。毎年行う税申告におきまして、農業の申告を、青色申告の方でなくても、農業申告としてやられてる方が多いと聞いています。そういう意味でおいて、簡便な方法というんか、そういう方法での青色申告をしていただいて、ナラシあるいは収入保険の加入はできないだろうか。と思いますが、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

青色申告についてということのお問い合わせでしたので、回答させていただきます。通常、青色申告をされる方といいますのが、不動産所得、事業所得、山林所得などがある方となっております。農業の場合、この事業所得の中に含まれております。ただ青色申告されますのには、ちょっと条件がございまして、例えば、申告をされます年の３月１５日までのところで、管轄の税務署に青色申告承認申請書というものをご提出いただいて、事前に税務署長の承認を得ていただく必要があります。また、帳簿管理としましては、複式簿記を備えていただき、申告の際には、貸借対照表や損益計算書などを提出していただく必要があります。提出の方法としましては税務署へ直接ですとか、イータックスという方法になりますので、通常、町の方で開催しております申告相談の窓口の方ではちょっとお受けをすることができないということになっております。以上です。

●佐竹議長

産業振興課長。

●山根産業振興課長

はい。ナラシ対策、収入保険について周知をされているかというご質問にお答えします。このナラシ対策等の制度につきましては、過去からずっとつながってきているものであって、特に町として特段加入を促進するとかですね、そうした周知は今までしてきた経緯はございません。

●佐竹議長

５番、福島議員。

●福島議員

説明はなかったということでございますが、１ヘクタールぐらいの土地、田んぼをやってる方は数名いらっしゃると思います。１ヘクタールの私の感覚でいえば、今のナラシの感覚でいけば、かなりの額にもなってくるんじゃないかと思うんですが、今年の米の価格がどのぐらい下がるだろうかということは、まだ全く予想も何もできないわけですけども、やっぱり、そういうことに備えての収入の保険、ナラシというのは必要ではなかろうかと思います。例えば、今田んぼ１０アール当たりが、９万５０００円あるいは１０万円くらいの収入があろうかと思いますが、さっき冒頭でも申し上げました外国の変動ということにつきましては、農水省もこのようなチラシを発送しております。インターネットでも発表しております

が、米の在庫量が増加し、需要量が大きく上回る可能性があるため、米の価格下落のおそれがある。在庫量が増えた２６年産米は６０キログラム１万円を下回りましたというような大きな見出しで出されております。こうしたことが、非常にごつい金額であり、やっぱり１ヘクタールとかいうこともあって、一反当たり２０００円、３０００円と下がれば大変なことになって、農家離れが進んできてはいけないがと思うんですが、そういう心配は無策でしょうか、それともやっぱりこういうことをするのは、ある程度ナラシ収入保険を進めなさいよということは、農協あるいは農業共済だけの問題として片づけてよろしいのでしょうかお伺いいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●山根産業振興課長

米の下落に対する方策といいますか、そこにつきまして、先週、町のですね、水田農業の再生協議会幹事会というものが開かれまして、再生協の幹事会でございます。その中でも今年の米の下落について懸念をするという、お話をさせていただきました。そうした中で、ＪＡさん、共済さんも含めてですね、今後、来年に向けてもですね、さらにこの下落というところが見えないところがありますので、今年の冬であるとか、そうした時期にですね、もう少し農家の皆さんに、この状況を情報提供しながらですね、ナラシもしくは収入保険に加入できる方については、加入を進めていく。また先ほどありました青色申告等ございました。ある程度面積が大きい農家の方につきましては、まだ青色申告されてない方へのですね、青色申告を進めるというようなそういった情報提供なり、対策をとっていく必要があるのかなというところは、先日の幹事会の方でも話をさせていただいたところであります。

●佐竹議長

番外、副町長。

●岸本副町長

若干私も農業共済、若干、関わっといったもんですから、その点で、ちょっとお話をさしていただきたいと思います。収入保険が開始になるというところの中で、農業共済の組織自体、国からそういうお話もございまして、それでいかに推進をしていくかというところをまず制度理解をまずきちっとしていただくと。その制度理解をしていただいた中で、いかに加入を進めていくかというところを進めてきた経緯もございます。その中で、先ほど議員もおっしゃいましたように、やっぱりこれ過去３年とか５年とか、やっぱり収支の中で、作物は何でもいいですけども、米があったり、野菜があったりすべてのそれぞれの作物の中で、そこそこの平均値の下がった部分をいかに補てんしていくかというところが収入保険というところでございます。ですから、米に限らず、色んなものもあってもいいと。これは前提でございます。その中で、まず青色申告者あるいは農業法人そういうのを、もうある程度、これはこうじゃないかというリストアップをさせていただきまして、そこへ各農業共済の職員が出向きまして、チラシ等は当然推進員さんを活用して、皆こういう制度ができますとい

う周知をしながら、スポットでずっと回らせていただきました。それから、最初はやっぱり青色申告が、その年になってない人がありますので、再生を加入時は。それはいいから、将来的には青色申告になればいいというところの中で、色々加入も促進させていただきましたけども、なかなか保険料の問題もあります。それからやっぱり規模的なもんもある程度ないと、そこのメリットが出てくる。米だけは、今先ほどおっしゃいましたよね、保険制度、保険といいますか、ありますね。それも徐々に制度的なものも、今後変わってきます。それも、今、今年からまた若干変わってきたと思います。その辺も変わってますけども、農業共済サイドの中ではそういう形で色んな形で推進をさしていただきまして、石見の支所ではそれなりの成果が今上がっているというところでございます。以上でございます。

●福島議員

もう田植えも終わっておりますので、転作を行うということは私もかなり無理ではないかと、主要作物に切り替えるのも無理ではないかと思います。石見町にライスセンターが、専用のがあるようでございますが、私たちが、そこまで持っていくということになると、かなりのコストがかかるんじゃなかろうかと思ってます。先ほど農水省の方では、飼料作物に切り替えたらどうですかというようなことも書いてございましたけども、実際的に私たちのところでは無理だろうと思いますが、ご回答の中で、主食米のことについて、単独ではできないよという回答でございました。ただ、関係機関と引き続きの協議をしながら、必要な対策を進めていくというご回答をいただきました。必要な対策の徹底というのは、いったい何がこれから取れるんだろうかと思うんですが、それはやはり高収益作物であったり、担い手対策のことについてなんでしょうか。いかがでしょうか。

●佐竹議長

産業振興課長。

●山根産業振興課長

必要な対策というところでございます。先ほど申し上げましたように、まずは米の状況につきまして、農家さんの方へのまず情報提供と、進めていくナラシ保険についても、加入いただけるかどうかというところも進めていくというところもございます。また、やはり高収益の作物への切り替え、町のほうもミニトマトということで今進めておりますので、そういったところをも含めてですね、検討していただけるような情報提供等をしていきたいと考えております。

●佐竹議長

副町長。

●岸本副町長

それと合わせて、先ほど町長の答弁にもございましたけども、やっぱり集落営農、やっぱり法人化もそうですけど、今大変いい町内でも１つのモデルが今できました。比之宮での広域連合というところでの取り組み。それは全体の面積を直払いを全体にして、加算金をとりながら、そこをいかに活用して広域的な事業をするか。ドローンでやられたりとか、草刈り

とかいうところも取り組みが今始まっているところであります。やはり、そういう組織強化もしながらですね、やっぱり、美郷の農地を守っていく、農家を守っていくと、集落ぐるみでやっぱりやっていくというのも非常に大切のことと思っておりますので、その辺もどんどん進めて強化を図ってまいりたいと思っております。

●佐竹議長

５番、福島議員。

●福島議員

集落営農のお話が出ましたんで、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、広域化いうことは確かに比之宮でも取り組んでおります。非常にいいことだなと思っておりますし、担い手だ、担い手だといっても、７０歳、８０歳に近いようなものが実情は担い手であったりしておるわけでございまして、ドローンの導入なんかで防除を大変みんな負担金は伴うんだけれども、非常に有効であるということで、また草刈り機も神刈というような機種で進めて今盛んにあちこちで練習をしながら進めておるとことで、非常に農作業の軽減化、スマート農業が進んでいく見本じゃないかなとは思っております。そうした中で、前回もお聞きしたかと思うんですけども、多地域、比之宮ばっかりじゃなくって、他地域にも、そういうのをどんどん広めていっていただきたいなと思いますし、そのニーズが美郷ファームかなと思ったりもするんですが、見本になるのはですね、やっぱり普通のじゃなかなかいたしいところもあると思うんで、そういう多地域への動きはいかがなんでしょうか。お伺いします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●山根産業振興課長

集落営農組織につきましては、町内２０組織があるということで、その中で比之宮の方では広域化して、さらに今取り組みを進めていただいておるところでございます。集落営農組織とそういったところがない地域につきまして、議員おっしゃられるようにファームサポート美郷さんがですね、農地をかなりカバーをしていただいて、管理をしていただいているという状況でございます。また、その他地域におきましてもですね、広域化というところであればですね、町としても積極的に関わっていきまして、その協力をさせていただこうと考えております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

高収益作物についてちょっとお伺いいたします。町として高収益作物としてはやはり、なんであろうかと思ったら、やはり県が推奨作物として推称している白ネギあるいはミニトマトが美郷町にあるのかなと、自分勝手に思ったりもするところです。この、先ほどもミニトマト、高推奨菜というお言葉をお聞きしたんですが、これはどんどんどんどん作っていったらまたあふれるんじゃないかと思うんですが、まだまだ市場の方では枠があって、バラン

スがとれていけるんでしょうか。そしてまた、いろんな農家が増えたりするとたくさんの指導員が、農協なり試験場なり、いろんなところの指導員さんもお願いしなければならないと思うんですが、これもスマート農業で、かなり能力は軽減されるとは思うんですけど、やっぱり指導していただかないとなかなか難しいということなんですが、指導体制はとれていくんでしょうか。今の人的にどうなんでしょうかね。見込みはありますでしょうか。お伺いいたします。

●佐竹議長

産業振興課長。

●山根産業振興課長

指導体制につきましては、ミニトマト、ＪＡさん、あと農業技術センターの方、島根県の方でですね、指導していただいているという体制をとっております。昨年度までは町の方もですね、指導員さんを配置しておりましたけども、現在、ちょっと配置はなっておりませんけども、また、今後配置を要望の声も上がっておりますので、引き続き指導員については、配置ができないかというところ、これは人の問題もありますので、誰でもいいということでもありませんので、そういったところも含めて検討はしているところでございます。あと需要とバランスというご質問もあったかと思います。これにつきましては、全国的に見ますとミニトマトの平均価格というのは、下がっているところはあります。数字としては出ております。ただＪＡ島根おおちさんの販売を見ますと、広島や島根のスーパーというところへ取引があるようでございます。そこでは、逆に今巣ごもり需要の影響で、かなり引き合いがあるということで、どんどん出してもらっていいと、今の現状ではどんどん作ってもらいたいというようなＪＡさんからお伺いをしております。

●佐竹議長

副町長。

●岸本副町長

先ほど指導員というお話がございました。２年度までは、農業指導員というところで、今でいう会計年度職員さんとして１人雇用をさせていただいて、色々集落営農の広域化とかですね、色々ご尽力をしていただきました。残念ながら、地元の方へ帰られまして、今年はいらっしゃらないというところでございますけども、来年度に向けてはですね、先ほどおっしゃいましたミニトマトを重点的にその辺の指導ができる方を積極的にですね、うちの方も雇用してですね、指導を図っていきたいと思いますが、なかなか人材的な問題もございます。それで、今色々検討さしていただいておりますので、来年度に向けて何とかそういう指導員もですね、確保さしていただければと考えております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

非常に頼もしいお考えありがたく思います。農家の一員として嬉しく思います。先ほどの

高収益のことでございますが、続きでございますが、新大和荘で鳴り物入りの野菜をマルシェをやるんだということで、私は大いに期待しておりました。２回行かさせていただきましたけども、２回とも何にもマルシェがなかったいうことで、非常に寂しく感じとりましたが、昨日のお話の中で、マルシェを行うという話を聞きまして、非常にうれしく思いました。なぜ開催できなかったかなというのも、昨日の中で、大方のところは伺ったところでありまして、みさと市さんが出展しちゃろうということで、非常にうれしく思っておるとこでございます。このマルシェを私としては長く続けていただきたいなあと思っております。期待しています。そこで長く続けていくためのアイデアや支援策はお考えでしょうか。お伺いします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●山根産業振興課長

マルシェにつきましては、議員おっしゃられるように６月１３日、まず第１回目がオープンをすると。産直みさと市さんがメインとなって出店をしていただくことになっております。今後、長く続けていくというところでは、今後につきましては毎月第１の日曜日ということで、今計画をしていただいております。ただホテルの場所で、どの程度売上が出てくるかというところもですね、見ながら進めていかれることになると思います。その間の当面の費用といいますか、経費的なところも若干の助成が必要なのか。そういった期間の中で、少しみていきたいと思っておりますけども、これは継続的に町がずっと支援するというものではございません。あくまでも出展をされて、その中の売り上げで、設けていただくっていうことが一番の目的でございますので、期間的に一時的に状況の支援をさせていただくことも、少し検討が出来ればというふうに思っておりますし、あとホテルだけではなくてですね、今、石見ワイナリーさんの方でもですね、出店をしていただけないかというオファーがあるようでございます。こちらの方につきましては、観光客も多い、条件もいいところでございますので、そうしたところへも、今出店を計画をされていると伺っております。そうした中で、どんどん美郷町の特産品が認知されていって、付加価値のある高いものといいますか、そういったものがどんどん売れて、マルシェも順調に回っていけばいいかなというふうに考えております。

●佐竹議長

５番。

●福島議員

もう、嬉しいばっかりでございます。ただその日に、今の去年から行っております三瓶蕎麦とかイノシシの缶詰とかそういうものもどんどん加工品として、並べていただければ、尚一層うれしいなと思います。次に基盤整備についてお伺いしたいと思います。まず基本的なことなんですが、基盤整備の始まる前に転作そのものというんですか。については、人農地をプランを活かせば解決できるのか、どうかということについてお伺いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●山根産業振興課長

お尋ねの人農地プランといいますのが、今後、集落の農地をどのようにしていくか。地域を上げて考えていっていただくための計画となっております。アンケート、また話し合い等によってですね、地域の農地を継いでいただく後継者があるかないか、そうしたものを確認して、それを図面に落とすというような作業をしていくものでございます。農地利用を担う形態のあり方というところを、地域で考えていただくような計画になっております。これによって、すぐに転作であるとか担い手がすぐ見つかるかというところにはつながらないかと思いますけども、それぞれの地域のまずは課題なり、担い手の状況というところを見つけていただくというか、そこがスタートになろうかと思っております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

人農地プランというのは非常に難しい問題だと思って、今改めてお聞きいたしました。なかなかこれは、集落として単独ではとてもじゃあないが取り組むことは難しいなという感覚を受けたところでございますが、この度私ども利用権設定を中間管理機構で、利用権設定をさせていただきました。この中間機構でやれば基盤整備の採択も、一般の分に比べれば容易だよと。また、高収益作物を作りなさいよというテーマもあったりして、これも取り組むと、非常に補助率も良くなるというようなことを伺いまして、ぜひともそれはありがたいことだということでおりましたが、よく聞きいてみると、希望を出してから、５年は掛かるだろうと。採択までですね。そうすると、事業は何年掛るか分かんないけども、先ほどの担い手の話じゃないんですが、担い手を卒業するようになるんじゃないだろうかと思うところもあるんですが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

基盤整備のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、現在、田立さんが集落営農の方で今基盤整備を進めていらっしゃいますけれども、現状のとこを申し上げますと、議員おっしゃいましたとおり、事業採択までに、最低、その前から言いますと３年前から色々な測量ですとか、図化ですとかそういった準備を進めていくことになります。当然、その前までに集落といいますか、その基盤整備をする集落の中で、どういった集落を作っていきたいかというところを、まとまった上でのところでございますので、非常に採択までに時間がかかるというのが、今現状でございます。それから県の方にお聞きしますと、大体基盤整備着手してから完了までというのが、通常５年ぐらいですけれども、だいたい５年から７年ぐらいかかってるというところで、思い立って動き出してからというと基盤整備が終わるのが、だい

たい１０年ぐらいというようなのが、今現状であるというふうに認識しております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

１０年ですか。長いですね。それにしましても、期待するがですね、基盤整備でセントピーチの施工ができるんだろうかということをお聞きしたいと思います。また、基盤整備によらない場合は、町単の助成制度があるのだろうか、できるのだろうかということもお伺いしたいと思います。セントピーチに私がこだわっておりますのは、先日も他町村伺いまして、ちょうど去年の今ごろでしたか、種子の吹き付けを見学いたしました。行ってみますと、緑の芝生で綺麗に咲いておりました。咲いておるんじゃなくて育っておりました。これなら本当草刈りは要らんなと。普通の田んぼのように色んな草が生えていますが、そういうものもなく、セントピーチグラスの分が茂っておりまして、高さも１０センチ１５センチくらいでちょうどいいというか、本当に緑で一色になっておりました。こういうものがあれば本当非常に、先ほどの話ではないですが、農作業の軽減にもなるしスマート農業の一歩だなとも感じて帰ったところですが、こういうような制度が、今基盤整備の中で取り組めるのか、あるいは、そうでない場合でも、町単制度は、今の既設の分でも町単制度があるだろうかということについて、お伺いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

それでは、私の方から基盤整備の方で使えるのかどうなのかというところについて、お答えをさせていただきたいと思います。これについては、基盤整備で、当然、圃場整備といいますか、区画整理しますので、そこで出た畦畔については、センチピードグラスの吹きつけ作業が、吹き付けというものが出来るというふうに聞いております。

●佐竹議長

５番、福島議員。

●福島議員

先日も、もうイノシシが出てくるということで、ワイヤーメッシュをやりました。そこは、やらしていただいたのは町道、私がやったのは町道でしたけども、町道の草刈りは、年に３回から４回ぐらいに分けて農地に関わるところはやらしていただいております。これは、いわゆる道路の草刈りの１０円いただく分と、全く別の考え方で、私どもは農地に接しているところは今まで何も考えこう自分の仕事だという解釈で、ずっと仕事をしておりました。このセンチピートを見たらですね、ここもやって、町有地であると管理のところは、セントピーチをやっていただくと非常にありがたいなあとつくづく思いましたが、いかがなものでしょうか。お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

今、おっしゃっていらっしゃいますセンチピードグラスという、これ芝ですけれども、１０センチから２５センチぐらいしか伸びない芝でございまして、今農業の方で、積極的に使われてるのが、吹き付けをして雑草を抑えていくという四国のだるま製紙さんというところが特許を取っておられる。除草から吹き付けをして、雑草対策までをしたところの管理をして、やっと、３年目、４年目ぐらいで年に１回の草刈りで可能になるというものでございますけれども、これについて、私も去年町内で導入できないかなというとで、少し検討した経緯もございますが、ある程度まとまった面積が、農地ですとかあると導入できるかなというふうに感じております。公共施設においても、公園ですとかそういったところで使っているというケースもお聞きしておりますので、町道のですね、法面でも利用できなくはないと思いますけれども、この雑草を抑えるためにですね、除草剤をまいたりとか定期的な雑草の管理というところが必要になってまいりますので、なかなかそこのところが手間がかかるというところが、３年ぐらいかかるといところがございますので、少し研究が必要かなというふうには考えております。

●佐竹議長

５番、福島議員。

●福島議員

前向きな姿勢、ありがとうございます。私どももそのように頑張りたいと思いますので、ぜひともまた話を検討を進めていただきたいと思います。後継者、担い手づくりのことでございます。私たちが法人を作り上げた時には、帰農農家ということで、帰農定年というようなことを考えておったんですが、あの頃は定年が５５歳とかあるいは、ええとこで、６０歳ちゅうことだったですが、今６０歳、将来に向かっては７０歳になるだろうかと言われております。なかなかそういう年配になると、就職先でお家を立てられたり、家族を持たれたりして、なかなか実際にはこっちの方へ帰ってくるというのはなかなか難しいようでございまして、帰農定年ということは、どんなもんかなということを、ちょっと疑問を自分自身唱えとったんですが、反省しているところでございますが、これに対しまして、やっぱり後継者担い手は必要でありまして、移住者を増やすということが必要ではなかろうかと思います。で、移住者を増やすためにどうすればいいか。移住者の方に農業やってもらうには、どうすればいいだろうかと考えた時、私としてはやはり思い切った政策で、農業本気でやりたい者を目的とした協力隊員の募集をするとか、あるいは農業の修行を積んでいただくとか、それから、本格的に就職、就農するという方については、開始資金の支援とか援助とか無利子補助制度とか、そういうようなことにはならないのだろうか。また県立大学など行かせてもらえるような資金対応はできないのだろうか。そして、農家へ無償で研修に行かさせて、無償で勉強さしてもらうという方については、最低限の生活費をいくらかできないだろう

かとか、いうようなことを思ったりします。そしてまた就農について、家族でも求めるようになれば、家族で話し合いをして休暇日を作り家族が機会を経て、いつもより忙しければ農業のヘルパー制度だの、人材銀行じゃないですけども、そういうヘルパーさんみたいな制度は作れないんだろうか。と思ってみたり、あるいはマッチング、そういう農業のためのマッチングはできないだろうかとか、色んなことを思ったりしますが、この後継者、担い手づくりについて支援がございましたら教えてください。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●山根産業振興課長

後継者、担い手への支援というご質問でございます。この担い手支援につきましては、国県の方の制度で、就農前の研修期間の助成といいますか。そういったものであるとか、就農準備、就農後の支援という形のメニューがございます。そうしたものをですね、その方に合ったメニューというところをですね、進めながら活用していきたいというふうに思っております。また、協力隊という言葉が出ておりますけども、今実際にファームサポート美郷の方でも、協力隊を導入をして取り組んでおられます。紹介をさせていただきますけども、２名の受け入れをされております。これは、農業研修を行う目的ということで、募集を行って採用されております。研修内容としては、白ネギ栽培、蕎麦の栽培、シャクヤク、キャベツ等の栽培ですね、それと獣害対策、そういったワイヤーメッシュを張ったりとか、そうしたところ。あとトラクターとかですね、機械、刈り払い機の操作の実習をしてもらっております。刈り払い機の特別講習や大型特殊免許の取得など、こういったところもですね、ファームの方で進めておられるというふうに聞いております。また、協力体専用のですね、圃場を用意されてですね、そこでファームではなく、自分達で作りたいものですね、なすとか、キュウリ、トマト、トウモロコシ、そうしたものを今ですね、作付栽培をされて、経験を重ねておられるようでございます。ファームサポートの仕事以外にもですね、リースハウスの方へお手伝いを行かれたりですね、そうした色んな研修、みずから学んで３年後、任期満了後にですね、美郷町で新規就農者として、農業をやっていただけるような、今、取り組みを進めておられるところでございます。

●佐竹議長

５番、福島議員。

●福島議員

非常に頼もしく感じました。ぜひともこういう制度とか考えをどんどんどんどんやっていただいて、美郷の農地が守れるように、荒廃地がなくなるように少しでもなくなるようにやっていただきたいなと思います。最後にでございます。６月８日付の農業新聞で、菅総理は山陰決算委員会において、農業で所得をしっかり得られるようにし、若者がみずからの将来を託せる職業として農業を選び地方で豊かな生活を送ることができるようにしていきたいと述べられました。という記事が掲載されてました。このことについて町長はどのように

思われますでしょうか。お考えをお伺いしたいと思います。突然で申し上げありません。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

農業につきましては、古くから美郷町にとっては、主要産業、なくてはならない産業だというふうに思っております。しかしながら、先ほど来、出ておりますように、高齢化人口減少によって、この先の美郷町の農業が非常に危ぶまれる状況だという危機感を抱いてるのも同時に抱いております。先ほどの菅総理のお話にあるように、やはり農業でしっかり稼げて、美郷町で根を張って長く続けていただける。そういうふな環境づくり、そういう若者を呼び込むというところは、時間がかかっても、ど真ん中でやっていかなければいけないものだと思います。少しせっかくですので、数字をご紹介しますと、美郷町の基幹的農業従事者、これは農業就業人口のうち普段の状態が農業が主体である方を指しますけども、２００５年には５０４名の方がいらっしゃいました。これが２０２０年には２４０名に半分以下に減っております。国の推計では、２０３０年に１３１人、平均年齢も７２歳を超えるということで、大変な危機感を抱いております。また、農家の数でございますけども、２０２０年には９７１の農家の方、兼業農家もすべて含めまして、美郷町にはいらっしゃいます。これが２０３０年には、６０７に減ると。要は３分の１以上減ってしまうというような推計の数字が出ております。やはり、非常に衰退していく中で、どうやっていくか。先ほど来、議員おっしゃられますようにですね、１つは農地の荒廃、あるいは地域の衰退というところを食いとめる作、これはファームサポート美郷であったり、あるいは耕作放棄地対策として三瓶在来蕎麦の特産化ですとか、あるいは薬草薬樹を掲げておりますけども、こういうふうなものをしっかり物にしていくというふうな守りの支度というのも１つございます。しかしながら一番大事なところは今申し上げましたように、担い手が極端に高齢化して減っていく中、担い手をいかに確保してくかというところを、時間がかかっても取り組まなければいけないと思います。１つには先ほど来出ております集落営農組織の経営基盤の強化、これはやっていかなければいけない。これと同時に、新規就農者の確保をどう行っていくかということはですね、非常に難しいテーマなんですけども、やはり取り組んでいかなければいけないと思います。そのためには、先ほど引用いただきました所得を得られる農業ですね。気持ちだけで稼げない農業にしがみついていくということができませんので。しかしながら、美郷町の農業の条件というのは、非常に条件が不利な形ですので、平地で広い地域と違いまして、やはり食っていける農業というのは作物の面でも限られてると思います。今現在、しっかり実績は上げておられる農家もあるいは営農組織もあるという意味では、ミニトマトが最有力のものだというふうに考えておりますので、あれもこれもというわけにはいきませんけども、まずはミニトマトでは新規就農者を増やしていく。或いは呼び込んでいく。そのための体制づくりというのもしっかり力を入れて早急に作ってまいりたいというふうに思っております。いずれにしましても、美郷町にとって農業というのは、必要不可欠な大事な産業

でございますので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

●佐竹議長

福島最後の質問にしてください。

●福島議員

これで終わります。

●佐竹議長

福島議員の質問が終わりました。

ここで１０時４５分まで休憩いたします。

（休憩　午前　１０時３０分）

（再開　午前　１０時４５分）

●佐竹議長

会議を再開いたします。

通告９、２番・中原議員。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

共産党の中原でございます。この定例会の一般質問の最後の登壇者となりました。２日間にわたる討論で皆さんも大変お疲れのことと思いますが、最後までお付き合いをお願いいたします。足かけ３年の建替え期間を終えまして、３月２５日新しい指定管理者石見ワイナリー株式会社のもとで、新装オープンした新大和荘と４月１から指定管理者が美郷町開発公社から石見ワイナリー株式会社に変更されましたゴールデンユートピアをめぐって、町民の皆さんの間でさまざまな議論が起こっております。この一般紙質問９人の発言者のうち私を含めて４人が、このテーマを取り上げられたことからもですね、この点での関心の高さを感じております。これは、いずれも公の施設の本来的な意義、あり方に関わる問題でありまして、指定管理制度の運用について、改めて制度の基本に立ち返って検討をしてみたいと思います。この２日間の議論で、先ほど言いましたように、先輩議員、同僚議員の皆さんが討論に立たれまして、この問題を取り上げられ、町長からも、担当を者からもご答弁いただいてですね、色々解明できたものもありますので、私はちょっと理屈っぽくなりますが、指定管理者の運用の問題についてですね、制度の基本に立ち返って検討させていただきたいと思います。指定管理制度は、これまで管理委託制度に変わって、２００３年の６月の地方自治法の一部改正により創設され、同年９月から施行されました。１８年が経過しております。この最大のねらいとなりましたのは、公の施設の管理運営に株式会社など民間事業者が参入できるようにしたことであります。公の施設すべてが指定管理制度に移行した場合の市場規模は、１０兆５０００億円になる。こういう当時の業界紙の試算もありましたよう

に、まさに企業にとっては、自治体が税金を使って建設した公共財を利潤追求に利用できる先行投資のいらない安全で儲けが期待できる恰好の市場と言えたわけであります。しかし、この法の一部改正後もですね、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために、必要があると認められる時はというこの前文はですね、そのまま残っております。その解釈は解釈論によりますと、公の施設の管理は、その設置主体たる地方公共団体が、直接これに当たるのが原則だと。しかし、住民の利用をより有効、適切に行うことができる場合に、団体に委ねることを許容するとこういう解釈になっております。総務省も通達を出しておりまして、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認める時に活用できる制度と。こういうふうに言っているわけであります。そこで、４点について伺います。第１点は、新大和荘はですね、その設置条例の第一条に、町民の保養、健康増進等の福祉の向上に資するとともに、町内外の交流を促進し、地域の活性化を図る拠点として、潮温泉施設を設置すると、こういうふうに目的を定めております。石見ワイナリー株式会社を目的、前段のところで述べてました目的を効果的に達成する住民の利用をより有効適切に行うことができる管理者と判断された理由根拠について、お伺いします。これは２年前の８月全員協議会で町長からご説明いただいたものでありますが、改めてこの点についてお伺いしたいと思っております。２点目は、町長はその２年前の全員協議会で私の質問に答えて、公共施設の運営の社会的責任という点では、我々も目を光らせて、もし問題や行き過ぎた運営があれば当然、口を出したり話し合いをしたいということはやぶさかでない。こういうふうに答弁されました。そこで、ここで町長が述べられた公共施設の運営の社会的責任とは、何のことを言っているのでしょうか。この公共施設の運営の社会的責任というのは、募集要項に出てくる言葉であります。で、また新大和荘、ゴールデンユートピアの指定管理者として、石見ワイナリー株式会社は、社会的責任を果たしていけるというふうにお考えでしょうか。また町として講ずべき対策は何でしょうか。３点目に入ります。総務省は、制度創設に係る法の一部改正通知、２００３年で住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。こういうふに述べまして、当初は施設の設置条例に、管理経費の縮減を図る。このことを明記するように周知をいたしました。しかし、その後、制度運用に当たっての矛盾も出ておりまして、政権の幹部からもですね、今日までの自治体のこの制度の利用状況を見ると、コストカットのツールとして使ってきた帰来があると。こういうふうに述べまして２００８年の６月、２０１０年の１２月とに２回の総務省通知で、事実上先に述べました管理、経費の縮減を図るということを明記した部分を、事実上撤回をしております。ゴールデンユートピア条例に、管理に係る経費の縮減が図られるものであること、８条３項とありますが、安易な経費縮減はインストラクターなどの専門職員の非正規化など、町民サービスの削減につながりかねず、本条項の撤回を求めるものであります。最後に第４点なりますが、選定の透明性を高め、説明責任を果たすために提案いたします。議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。町の施設条例にこう記載されておりまして、管理者指定における議会の役割は大変大きいものと考えます。しかし、議会の議決を経て指定した施設の施設

取り消し等が、全国的には１万件にもなるなど、憂慮するべき事態を生じています。議会での議決を真に実効性のあるものにし、選定の透明性を高め、説明責任を果たせるように議決に先立って、選考委員会の議事録や協定書、協議記録など十分な資料提供を求めるものであります。以上が私の一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、中原議員のご質問にお答えを申し上げます。まず、指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等の能力を活用してサービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることで、施設の効果的、効率的な運営を目指すものであり、その導入につきましては、幅広く自治体の判断で行うものです。これらの施設は、設置目的に沿って効果的、効率的な運営を行って、地域活性化などにつなげていく。そして、施設を継続していくことが強く求められる重要な施設です。まさに指定管理者制度の趣旨に合致する施設と考えています。１点目の指定管理者とする理由、根拠についてです。指定管理者である石見ワイナリー株式会社からは、町民サービスを継続しながら町の活性化や経済への好影響が期待できる提案をいただきました。施設を最大限活用して町の発展につながることが大いに期待できる内容です。事業者としても、実績、経営ノウハウなどを有し、地元に根差し地域活性化への熱意を持たれる信頼できる事業者です。これまでも協議等でも確認をし、指定管理者としてふさわしいと判断をしています。２点目の公共施設の運営の社会的責任についてです。令和元年８月の全員協議会での質疑応答に関してのご質問ですが、公共施設の運営の社会的責任とは設置目的に沿ったサービスなどを、効率的、効果的に実施して施設を継続し、町の活性化等につなげていくことです。また、当然のことですが、運営に当たってのコンプライアンスなどの遵守も含まれると考えています。３点目の管理に係る経費の削減の条例規定の撤回についてです。この規定は、指定管理者制度に係る法令、趣旨などを踏まえたものであり、撤回する考えはありません。管理経費は、施設の運営継続に重要な事項で、指定管理者の選定に当たっての基本的な要素であることに変わりありません。同時に、当然のことですが、安易な経費削減をねらいとしたものでもありません。４点目の議会の議決に当たっての資料提供、説明についてです。今回の指定に関しましては、令和元年８月以降４回にわたる全員協議会の場での説明など、重要事項、基本的な事項について順次説明をしてまいりました。また、３月議会では、議案質疑を踏まえ、事業計画書もお示ししたところです。議決に当たっての必要な内容など、引き続き丁寧な情報提供、説明に努めていく考えです。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

どうもありがとうございました。町長、ただ今ですね、私の前文の部分に関わって指定管理者制度の趣旨は、民間事業者の能力を活用してサービスの向上を図るとともに経費の節

減を図ると、このことを強調されましたが、国、総務省の公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認める時に活用できる制度というふうに、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があるということを認めた時に、指定管理に移すことができるというふうに強調しているわけですが、ここここの点につきまして改めてご見解をお願いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

総務課の方からお答えをさせていただきます。公の施設、これは平成１８年度以降、指定管理者制度で運営されてきました。直営か指定管理者制度のどちらかに適しているかは、施設の継続サービスの充実などを含めた効果的、効率的な運営のためには、ノウハウを持つ民間事業者等による指定管理者制度による運営が適した施設だと考えております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

先ほども強調しましたけども、公の施設の設置を目的を効果的に達成するために必要があると時は、というふうに言ってるんですが、例えば大和荘の場合でいいますと、設置の目的にですね、町民の保養、健康指導等の福祉の向上に資するとともにと、それで続けて町内外の交流を促進し云々とこうあるんですが、この大きく分けて２つの目的を大和荘には課しているわけですね。この目的が効果的に達成するために必要があると、こういうふうに思われたわけですね。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

議員がおっしゃるとおりでございます。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

町長答弁の中にですね、指定管理者である石見ワイナリー株式会社から、町民サービスを継続しながら、町の活性化や経済への好影響が期待できる提案をいただきましたと施設を最大限活用して、町の発展につながることを大いに期待できる内容ですと。こういうふうになっておりますが、町民サービスを継続しながら、町の活性化や経済への好影響が期待できる提案と。これは具体的には何を指しているでしょうか。その点についてお伺いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

具体的といいますか、石見ワイナリーさんから出されましたワイナリーリゾートタウン構想、それから、圏域連携も含めた効率的、効果的健全な経営により施設の持続サービス、充実が期待でき、町の経済活性化への波及も期待できると考えたところでございます。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

私、改めてですね、２年前の８月８日の全員協議会で、町長が指定管理者候補として決定するという報告をされました。その際にですね、資料として出されましたのは、石見ワイナリーから示された事業計画をですね、大変立派なものが出ておりました。私は、これは改めて読ませていただいてですね、立派なことが書いてあるんだけども、この大和荘の目的の中で強調している町民の保養、健康増進等福祉の増進に資すると。こういう項目についてはですね、ほとんど記載がないということに気づいたんですね。これはね、私は２年前に、せっかくこういう資料を提出していただいて議論しろよというふうに提供を受けたのに、このことにも気づかずですね、やり過ごしたということを非常に反省をしていて、そういう反省を込めてなんですが、こういう部分が事業計画の中には、この文言が見当たらないという点についてですね、今どのようにお考えか。お伺いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

ご質問にお答えいたします。今ある新しい潮温泉施設の設置目的ということで、町民の福祉の増進ということでございます。それが事業計画書上のは当初のところにないのではないかということでございますが、現在で申し上げますと、元々潮温泉施設、大和荘で合った時代、やはり温泉の利用というところが一番の目的、町民の皆さまの目的であるかというふうに理解しております。これにつきましては、そういった温泉の利用を、現在、以前の価格と同じよう形で、ご提供さしていただいているという形でサービスの方は提供させていただいているというふうに考えております。また、以前大和荘で行われておりました健康事業ということで、はつらつクラブというものがございましたが、そちらにつきましても今回、予算案に提出をさせていただいております。これ予算をご承認いただきましたら、そういったものもまた潮温泉施設の方で実施ができるという形で、そういった形で町民の福祉の増進等に貢献を今後していくという形になっているというふうに認識をしております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

私今ふれましたのは、この資料ですね、これに石見ワイナリーホテル大和のコンセプトスケッチですとか、石見ワイナリーホテルのコンセプトのイメージ、それから、いわゆる石見

ワイナリーが提案していますワイナリーリゾートタウン構想の中でのですね、石見ワイナリーホテルの位置づけですね、こういう点についての、このコンセプトの説明はあるんですけれども、その中で、町民との交流、町民との交流というのは、例えばマルシェのところであったり、お風呂であったり出てくるんですけれども、明確にこの新大和荘の条例第１条で謳っていますように、町民の保養、健康増進等福祉の向上に資することと、こういう点についてですね、そういう文言は、どこにもこれ見当たらないですね。そのことについて、どういうふうに考えたらいいのかということを伺ってるんですが。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

ご質問にお答えいたします。今回この当時出されました事業計画書上には、そういったものは記載がございませんでしたけども、改めて指定管理をやっていただくに当たりまして、管理の協定書というものを結ばせていただいております。その中には、町民の健康増進、福祉に資する事業もやっていただくということで協定の方を締結をさせいだいております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

事業計画の中にはないけれども、この間、話し合って結んできた協定書の中には、大和荘の設置条例の第１条に記載された設置の目的については、明確に記載してあるという理解でよろしいでしょうか。そうしますと、それは、この事業計画と合わせて公表してもらえると。公開してもらえるという性質のものと理解してよろしいでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

はい。ご質問にお答えをさしていただきます。その管理協定書ということございますが、こちらについてはご提示の方をさしていただきたいと思います。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

ありがとうございます。町長もこの２年前の全員協議会の時にですね、細かいところは、場合によっては変更とか見直しなど機動性を失わないよう基本的には別紙扱いとしたいと。しかし、重要な部分については、できる限り公開扱いとし、不信を招かないような運営をしたいというふうにお答えいただいてますので、ぜひこの協定書はですね、国会で有名になってます黒塗りの部分も、もちろんあるんでしょうけども、都合が悪いというか、細かいところでですね、公開できない部分は当然はあるんだと思いますが、そこは黒塗りしてでもですね、できるだけ少なくして、ぜひ公開をしていただきたいというふうに思いますので、よろ

しくお願いします。それで、昨日ですね、安田議員へのご答弁の中で、この２カ月間での宿泊人員等についてご報告をされました。コロナ禍で大和荘についてはですね、バカンスハウスを合わせて、２カ月間で宿泊人員は２６０人というふうにご報告いただきました。２カ月でといえば、２カ月よりちょっと多いとは思いますが、６０日間としてもですね、２６０人だと１日当たり４．３人になるんですね。そうしますと、これバカンスハウスを合わせますと、ワイナリーホテルの方が７７人の店員、バカンスハウスが３２人ですかね。合わせて１０９人の定員になると思いますが、そうすると、この１日当たり４．３人強というのは、収容定員のですね、４パーセントくらいにすぎないというふうに思いますが、これは、コロナ禍とはいえですね、時期が悪いということはもちろんあると思いますけども、私はかなり深刻な数字だというふうに思っておりますが、昨日町長は、表現はどうだったですかね。まあまあだって言われたのかどうか分かりませんが、それなりの集客ができているというふうにお答えいただいてますが、前提としてコロナもあると。色んな悪い要素は重なってるんですが、そういう中において、今の大和荘ですね、ワイナリーホテルですね。この設置の目的を果たすために、やっぱり人に来てもらわなければ設置の目的が果たせない訳ですけども、そういう点で、どのようにお考えでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

安田議員の一般質問の時にお答えをさしていただいております。もちろんオープン当初は宣伝もやってないということで、ゆっくりしたスタートだと思いますけど、平均して出すことが余り意味があるとは思っておりませんで、やはりゴールデンウィークのところにかなりピークが来ております。そして安田議員の質問に対してもお答えしましたように、高い部屋から埋まっていっているというふうなお話もありましたので、その意味では客数もさることながら、客単価も含めましたところ、それとレストラン部門も順調にいっているというふうには聞いておりますので、具体的な数字はいただいておりませんけども、聞いてる中では、十分黒字を保ってらっしゃるような、そういうふうに聞いております。今後につきましてもある程度、順調にいくんではないかなというふうには思っております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

中々こういう集計は取られておらないのかも分かりませんが、もし分かりましたら、町民利用がどのぐらいあったのかですね。目的に照らしまして、あくまでも町民の保養、健康増進、福祉の向上、ここが大きな目的になっておりますので、町民の皆さんがどのくらいこの施設に通われたのかというのは重要な指標だと思いますので、明らかにできるものでしたらご報告いただきたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

基本的には宿泊施設につきましては、町民利用というよりも、当然、家がありますので、わざわざ泊りに行く方は、ほとんどいらっしゃらないと思います。ですので、町民利用で重要なところは温泉施設かと思います。温泉施設の利用者が、３月、４月、５月で８５６人の方が利用されてるというふうに聞いております。このうち町民利用者、町民利用者というのが、町民カードを定時をして入られた方ですので、提示されない方っていうのは、場合によっては町民の方でいらっしゃったかもしれませんけども、それが３４４名というふうに聞いております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

町民の皆さんからですね、楽しみにしてたので、行ってみたんだけの余りの高さにですね、びっくりして帰ってきたとかですね、町外からみえた方も、ここで、こんな料金を払うんだったら三瓶行った方がいいやということで、三瓶の方へ行かれたとかっていう話も耳に入ってくるんですね。そういう方から、余計私の方に電話が入ったり、報告はあったりするのかも分かりませんが、この３４４名をどういうふうに評価するにしてもですね。今、あそこの大和荘がですね、町民の皆さんに広く利用されてると。みんなで行こう、行こうとこういう感じになってるかというと、なかなかそうはなってないというふうに私は思うんですけども、そういうふうには、お感じになってないでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

石見ワイナリーホテル美郷の利用ということなんですけど、一口で利用といいましても、宿泊は、これはもう町民対象じゃないと思います。レストランにつきましても、県内であれば松江出雲の方から、そして広島、三次広島方面からも多数来られているということですので、温泉施設に絞ってお話をさしていただきます。当初、２０００円という価格設定でしたけども、町民価格というものを申し入れまして、税込みで７００円ということでお願いをさしていただいております。こちらにつきましては、やはり町民の健康増進施設という施設の目的がございますので、私自身の考えとしては、指定管理者に対しては、基本的には、この条件、それと条例等に書かれている施設の趣旨を踏まえてしっかり運営してくださいよと。事業計画書を出していただいて、そのとおりに運営されていれば、後は民間のノウハウを活かして、効率的な健全経営をやっていただき、サービスの向上に努めていただくということで、箸の上げ降ろしまで細かく口を出しますと、民間のそういう知恵が逆に生きないことにもなりますので、基本的なそういうスタンスでおります。ただ、その中にありまして、町民

の健康増進という部分につきましては、これは経済的なその損得以上に町民の方に広く利用いただき、健康増進に寄与していただきたいと。こういうふうなことがありますので、石見ワイナリーさんに対しましても健康増進、町民の健康増進に関わる部分については、口を出させていただきますよということは、当初から申し上げてます。７００円にしていただいたのも、町民が入りやすい価格に、町民価格を入れていただきたいという申し入れで、下げて頂いております。それと当初は、５時までの日帰りの利用というふうに利用時間が制限、制限というか早く終わっておりました。これは細かい話をしますと、実はあそこの温泉の成分から硫黄とかが結構出ましてですね、２４時間湯を開けてとおくことができずにですね、日に２回ぐらい風呂を閉じまして、そういうふうな作業が必要なるというふうな観点もありまして、物理的にも、最初は５時でやられてたんですけども、そうなりますと、町民の方が仕事帰りに行かれるというところでは少し不便になるんじゃないかなということで、この利用時間についても、もう少し延ばしていただくことが出来ないかということも申し入れさせていただいています。そういうことで、今も６時半までは受付けるということで延ばしていただいております。総合しますと７００円という値段。税込みですね、これ決して高い値段でもありませんし、むしろフリードリンク、アイスクリームただ、それと、あそこのリラックススペースには本棚があったり、くつろげるような様々ものが置いてありますので、それも利用できる。それと今まで小学生につきましては、旧大和荘時代は大人の半額という料金でしたけども、小学生以下無料という形になっておりますし、当初は行われておりませんでしたけども、町外者の方につきましても、町民が連れてこられて、町民カードとかを提示いただければ、町民一人に対して１名までは、町民価格で入っていただけるというふうなサービスに直近で変更されておりますので、そういう意味では非常に使い勝手がよくて、決して高いというふうな話ではないサービスだと思います。しかしながら、十分な周知が当初からできていたかということに関しましては、色んな噂とかあるいは事実と違うようなことが出回ったりして、足が遠のいたというふうなこともあると思いますけども、今申し上げましたように、お風呂につきましてはですね、料金的に見てもサービス内容から見ても決して不満が出るような数字のものではないんじゃないかなというふうに判断しております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

今までお話しいただいてですね、２年前の８月の時にですね、必要であれば声も出す。注文もつけるというふうにおっしゃっていただいたわけですが、そういう点について、少しずつ努力もされているということも伺えますので、ぜひですね、一層町民の皆さんが喜んでいける施設にしていくためにですね、一層のご努力いただきたいと思ってますが、その点でこれはすぐにというわけにもいかないと思いますが、少しゆっくりでもいいんですけども、モニター制度といいますかですね、このやはり評判だとか、そういうのは大事だと思うんです

ね。したがって、そういう全国的にも色んな経験があるようです。モニターの委員会作ってるところなんかもあるようなんですけども、しかし、そういうことだけじゃなくて、町民の皆さんの意見や要望やですね、そういうもので、少しずつワイナリーホテルを町民にとって使いやすい施設にしていくということも、今後非常に大事になってくるんじゃないかと思いますので、モニタリング制度といいますか。そういった制度についてもですね、ご検討願えないかどうか、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

全員協議会あるいは原議員の一般質問あるいは安田議員の一般質問でも１部お答えさしていただいておりますけども、はつらつ教室ですとか、そういった教室の再開も今回も予算上げさしていただいて、順次スタートいたします。可決頂ければ、直ちに募集を開始をいたしまして、７月の頭ぐらいから、はつらつも行うというふうに思っております。ですので、今までご利用なされてなかったような町民の方も、特に高齢者の方がですね、あっ、先ほど言うのを忘れていました。高齢者の方は２００ポイントのポイントバックがありますので実質５００円で入ることができます。失礼いたしました。特に、高齢者の方には健康増進の意味もあって、お湯に入っていただきたいなというふうに思っておりますので、はつらつのサービスが始まりましたらですね、より町民の方も広く入っていただける機会が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。モニター制度という制度をつくるのがいいのか悪いのかは、ちょっと分かりませんけども、広く利用者の方からの意見の聞いて、よりよいサービスに努めていくということにつきましては、議員おっしゃるとおりだと思いますので。様々な方法を使いながら考えてまいりたいというふうに思います。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

時間も少し経過してきましたので、３番目の問題に移りたいと思います。町長答弁でですね、指定管理者制度に係る法令趣旨等を踏まえたものというふうにおっしゃっているんですけども、だから撤回しないんだと。この縮減項目ですね、撤回しなんだというのは、法令の趣旨等を踏まえたものというふうになってるんですが、この法令のどの部分を持ってですね、町長ご答弁いただいたのか。照会していただければと思います。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

総務課の方からお答えをさしていただきます。まず総務省通知でございますが、この通知でございますけども、制度の主眼がですね、行政サービスの質の向上であり、コストカットが最優先ではないという趣旨でございます。指定管理者施設として適当ではない施設をコ

ストカットのために指定管理者としている事例や、運営や人件費を度外視して管理費を削減、縮減する事例に関して、総務省が見解を示したということでございまして、経費の縮減を要素としていないことは述べていないというふうに考えております。でありますので、総務省通知、指定管理制度に係る法令趣旨を踏まえたものであるというふうに思っております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

この２０１０年のですね、１２月に出した通知も私も読みましたけど、抽象的なことは抽象的です。しかし、その後のですね、当時の片山総務大臣ですかね、大変長い記者会見をやりまして、その中で、この通知を出した趣旨について、長く伸びているんですね。それで、先ほどもちょっと触れましたけども、結局、この指定管理制度が、この経費削減の道具として使われることになってしまったと。その結果ですね、それが指定管理を受ける時の競争につながったりですね、その結果、この経費の縮減の部分がどうしても人件費の部分におよんでですね、正規を切ってこの派遣に切りかえるとか、こういうことが起こって、いわゆる自治体版のワーキングプアということが、当時話題になりましてですね、総務大臣は、そのことを会見で繰り返し述べられてるんですね。ですから、通知そのものを撤回する通知ではありませんでしたけども、その趣旨ですね、それまで、縮減を図ることを目的とするように明記しろという風に総務省通知で言ってたやつをそこを改めたわけですから、このことを、この条例の中で明記するというのは、むしろ見直されたんだというふうに受け止められるのが筋じゃないかというふうに思うんですね。実際、その後、全国のですね、自治体のこういう条例の部分からですね、まだ残ってるところが多いんですけども、この条項が削除されたというケースはかなり出てるんですね。ですから、そこはそういう通知を出された。しかも２回にわたってですね、通知を出されたその趣旨を踏まえた対応が求められてるんではないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

中原議員のご質問でございますが、先ほど少し述べさせていただきました。この総務大臣の言葉ですけども、先ほどとちょっとだぶりますが、コストカットが最優先ではないという趣旨で、指定管理者制度として適当ではない施設をコストカットのために指定管理者としている事例や運営や人件費を度返しして、管理費を縮減する事例に関して述べられたものという解釈をしております。また経費の縮減を要素としないということは述べられておりません。というふうに解釈しております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

この主のものは、大体ちょっとね、ほわっとしたものですから、読み方によるとね、都合よく読める方法があるんですが、この時期に２回にわたって同様の趣旨の通知を出してですね、大臣まで記者会見で述べたというのは、そこはやっぱり読み取らないといけないんじゃないかと、私は思います。ぜひこの点はですね、なぜこのことを強調しているかといいますと、今、上のユートピアですね、インストラクターさんだとか何かの募集をやっておりますね。今までお聞きしてお答えいただいた範囲ですと、そういうインストラクターさんや専門家集団ですね。これは正規職員とするというお答えを伺ってるというふうに、私も理解してるんですけども、ぐっと詰めていくとですね、そういう部分が派遣職員で置き換えられないかということを心配してるわけですね。私、上のユートピアのですね、色んな教室だとか何かが非常に評判がよくて、町外からもたくさんのファンがあってですね、ここに見えたその最大の理由はやっぱり安定した指導方針があってですね、それに基づいて非常に親切で丁寧な指導がされたと。そのことについて、ものすごい町民の皆さんはこの評価をされてるんですね。そのことが、この経費縮減がどんどん進んでいっちゃうとですね、どうしても切りたいのは人件費になると。そうすると、なかなか正規職員が今集まらないと。特にインストラクターさんの部分なんかね、そういうふうに言われてますから、そうなると安易に、この人件費削減ということで、派遣だとか、非常勤だとかそういうことに成り兼ねないと思って、私この問題をあえて提起しているわけですね。これ以上、お答えは結構ですけども、そういうことを私が心配をし、危惧して質問をしてるということもぜひ受け止めていただきたいと、このように思っております。時間がなくなりましたので、最後の問題に移りますけども、議会の議決の問題ですね。これは、非常に重く書いてあるわけですね。この法令にもそうだし、それから各施設の条例にもですね、最終的には指定管理者は議会の議決を経て決まると。こういうように明確に書いてあるんですね。この分だけやけに明確に書いてあるなと思ったりもしてるんですけども、それで当然、町民の皆さんからもですね、今回のような色んなことで、不満だとか、疑問だとか起こるとですね、一体議会は何をしてるんだと。議員は何をしておるんだと。こういう責められ方が、いっぱいあるわけですね。我々もそれを仕事としていますから、そのこと自体をだめというふうに言ってるわけではありませんが、しかし、町民の皆さんから見ればですね、議会から、議会で議決したものがなんでこういうことになってるんだと、こういうご批判だと思うんですね。ですからそこは我々受けとめなきゃいけない。この３月の定例会の時にですね、議論なりましたように、審議に当たって計画書をですね、出すかどうかで議員との間でいろんなやりとりがありました。あれは、ああいう事に、時間等と労力を費やすべきテーマではなくてですね、出してその中身について、真剣に討議するということでなければいけなかったと思ってるんですね。ですから、何が出せるかっていうのはあるし、出せないものも中にはあると思われますけども、しかし審議に必要なものは最大限やっぱり出すと。それで、そこでいろいろ意見交換をすると。そういう

やっぱり仕組みをつくらないとですね、実質的な、この議会での議決にならないと思いますね。だから全国的な数字で申しわけないんですが、やっぱり１万件近い施設がですね。要するに駄目になってるわけですね。議会で議論して、議決したはずなのに指定取り消しになったりですね、指定管理者の側が放棄したり、そういう事態が起こってるわけでありまして、ここはやっぱり今後の問題も考えてですね、私たち議員が切磋琢磨するということも必要なんだと思うんですが、やっぱり出すべきものを出していただいて、きちんと説明をしていただいて議論をする。こういう仕組みをつくるという点で、もう一度お考えを聞かしていただきたいと思います。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

中原議員のご質問です。先ほどの町長の答弁とちょっと重なりますけども、議決にあたりましては、必要な内容などを引き続き丁寧な情報提供、説明に務めて参ります。それしか、今言いません。

●佐竹議長

中原議員後５分でございます。

●中原議員

はい。十分あります。引き続いて、情報提供、説明を務めていきますと。この引き続きじゃだめなんですよね。今までの状況は引き継がれるということではなくて、やっぱりここで、書いていただく必要あるんじゃないかというふうに思っているわけですね。例えば、ここに具体的にちょっと挙げておりますが、協定書を協議する段階の協議記録ですとか、協定書は多分議決が終わってから協定を正式には結ぶんだと思うんですけども、そういうものがどういう形で、どういうふうに提供できるか。あるいは選考委員会ですね、選考委員会で相当議論されると思われます。そこで、どういう点が問題になって、何が議論されたのかですね。こういうものは、やっぱり、議会に提起していただけないかと。もちろん委員さんのですね、どの方がどういうことを言われたかなんて必要ありません。そうではなくて、何が議論になって何が疑問として提起されたのか。やっぱり審議の過程なんかについてですね、きちっと出していただけないものかと、このことをちょっと申し上げたい。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

十分な資料を提供してないとおっしゃってますけども、過去足かけ２年以上にわたって、この件につきましては何回も全員協議会も開かしていただきましたし、議場でも一般質問も何回も受けております。その中で、出せるものは出し、説明するものは丁寧に説明をしてまいったつもりです。その席上で、この資料にはないけど、こういうことはどうなっているのかとか、あるいはこういう資料を出してくれないか、というものにつきましては、最大限

提供もさしていただいたつもりでおります。今までが、全くなってないので、これから執行部が仕組みを考えろというふうにおっしゃるんですけども、どこをどう変えていいのか、これは反問権にでなりますけども、教えていただけますか。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

もう質問は時間がないから辞めますが、私は今までのことが全くだめだったというふうに言ってないんです。さっきも言いましたように、大和荘の問題なんかについてもですね、せっかくこういう立派な資料を出していただいたのに、この問題について十分議論をできなかったという非は、私なら私にあると思います。しかし、だから全く今までそういうものが出てこなかったということではないんですが、私先ほど例で出しましたように、３月の定例議会での議論ああいうことを踏まえますとですね、やっぱり、それもやっと計画書が出てくるということだったわけですが、そういうものについては、私は議論を抜きでもですね、あらかじめやっぱり提起されるべきではないかということだけ申し上げて、時間を過ぎておりますから、これで終わらせてもらいます。

●佐竹議長

中原議員の質問が終わりました。

以上で本定例会に通告されておりました一般質問はすべて終了いたしました。

ここで、午後１時まで休憩といたします。

（散会　午前　１１時４７分）
（再開　午後　１時００分）

●佐竹議長

会議を再開いたします。

日程第３、請願、陳情審査報告、質疑・討論及び表決を議題といたします。

産業建設委員会から請願、陳情審査報告書の提出されておりますので、報告を求めます。

●佐竹議長

８番、産業建設委員長。

●山本議員

読み上げて報告といたします。令和３年６月１０日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。産業建設委員会委員長 山本幹雄。請願審査報告書、本委員会に付託された請願について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第９４条の規定により報告します。記、受理番号、美議請第１号、請願の要旨、町道飯谷線一部幅員改良ついての請願書。審議結果、採択。続きまして、陳情の報告をいたします。令和３年６月１０日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。産業建設委員会委員長 山本幹雄。陳情審査報告書。本委員会

に付託された陳情について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第９５条の規定により報告します。記、受理番号、美議陳第１号、陳情の要旨、町道湯抱線の落石防護策等設置に関する陳情書。審議結果採択、以上であります。

●佐竹議長

報告が終わりました。次に質疑を行います。

ただ今、産業建設委員会委員長の報告がありました２件について、質疑を許します。

質疑はございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長ご苦労様でした。

これから討論を行います。

委員長報告のあった２件について、一括して討論を許します。

討論はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に採決を行います。

お諮りします。

請願第１号、町道飯谷線一部幅員改良についての請願書でありますが、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は、採択することに決しました。

次に、陳情第１号、町道湯抱線の落石防止防護策等設置に関する陳情書でありますが、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は、採択することに決しました。

日程第４、委員会審査報告および質疑を議題といたします。各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

●佐竹議長

初めに、総務委員長。

●佐竹議長

７番、総務委員長。

●岩根議員

読み上げて報告とします。令和３年６月１０日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。総務委員会委員長 岩根和博。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第７７条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第４３号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び新インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に関する関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上であります。

●佐竹議長

総務委員会に付託した案件の報告は終わりました。

質疑はございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。

総務委員長ご苦労さまでした。

●佐竹議長

続いて、教育民生委員長。

●佐竹議長

４番、教育民生委員長。

●原議員

それでは、読み上げて報告に代えさせていただきます。令和３年６月１０日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。教育民生委員会委員長 原克美。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので美郷町議会会議規則第７７条の規定により報告いたします。記、付託された案件、議案第４２号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５１号、専決処分の承認を求めることについて、この２件であります。なお、議案第４２号につきましては、委員一人の反対がありましたが、賛成多数により、当委員会では原案に対し可としたことを申し添えておきます。以上。

●佐竹議長

教育民生委員会に委託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。

教育民生委員長、ご苦労さまでした。

続いて予算決算委員長。

●西嶋議員

読み上げて報告に代えさせていただきます。令和３年６月１０日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。予算決算委員会委員長 西嶋二郎。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので美郷町議会会議規則第７７条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第４４号、令和３年度美郷町一般会計補正予算第２号、議案第４５号、令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第１号、議案第４６号、令和３年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第１号、議案第４７号、令和３年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第１号、議案第４８号、令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第１号、議案第４９号、令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号、議案第５０号、専決処分の承認を求めることについて、議案第５２号、専決処分の承認を求めることについて、以上でございます。

●佐竹議長

予算決算委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。予算決算委員長ご苦労さんでした。

日程第５、議案の討論及び表決を議題といたします。

初めに、議案第４２号から議案第５２号までの議案１１件について、一括して討論に入ります。討論のある方は議案番号を示してからお願いします。

まず、反対討論はありませんか。

●佐竹議長

２番。

●中原議員

議案第４２号、美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてに反対する討論を行います。２年前の６月定例会に今回と同じ国保条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されました。平成３０年４月から国保財政の運営主体が都道府県となる制度改定が行われた直後でありました。２年前の提案の目的は、１つは県から示された標準保険料率では、応能３７％、応益６３％となり、極端に応益負担に偏り過ぎており、低所得世帯の負担が増加することが懸念されたことでありました。もう１つは、所得に対する保険料負担率が県下一高く、全国平均の２倍を超える状況の改善でありました。この提案により、応能応益の負担の割合は４７％と５３％となり、保険料負担率は２２．２％から１８．７％へと改善され、平均で約１万円近く保険料が減額されました。この２年間、政府は運営主体の都道府県化をフルに利用して、国保制度の改悪、国費用削減を強行してきました。そのことは、今回の提案の趣旨説明でも強調され説明されました。法定外繰り入れの解消では、市町村を互いに権勢させ、保険者努力支援制度によるペナルティの強化など、何ふり構

わないやり口でありました。そうした状況の元での今回の提案には、やむなくと言えるものもあります。しかし、このコロナ禍で、命と健康が不安にさらされ、後期高齢者の窓口負担の２倍化など、政府による医療費改悪が強行されるという状況の中で、国民皆保険制度の最後の取手でもある国保料の引き上げを図ることには賛成できません。また、運営主体が県に移行し、政府県が一体となって、保険料の県内一本化を進めようとしてる中で、今回の提案には後戻りできない危惧も抱くものであります。この間、国保制度では、家族や子どもの人数が増えると保険料が加算される。まさに人頭税だということで、少子化対策にも反するこういう理由で、国保料の均等割に対する国民的な批判と運動が広がり、未就学児の均等割を軽減することが決まり、来年４月から実施されることになっております。こうした前向きの流れも取り込みながら、今回の提案を撤回または先送りすることを求めて反対討論といたします。よろしくご審議をお願いします。

●佐竹議長

議案第４２号についての反対討論が終わりました。

次に、議案第４２号について、賛成討論はありませんか。

●佐竹議長

６番、藤原議員。

●藤原議員

６番、藤原です。私は議案第４２号に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹をなす重要な制度であり、美郷町には運営主体として持続的、安定的な運営を行っていく責務があります。町内の医療費は県内でも上位にある中で、その税率は県が示す標準税率より低く、また一人当たりの保険税は県内で一番低い水準にあります。しかしながら、毎年この基金については、残高を減らしており、昨年度末で、当初の半額以下の３５００万に減少しております。このことを受け執行部はこの解消と将来を見据え、税率の段階的、計画的な引き上げを検討しておられます。昨年度は引き上げるべき年度ではありましたが、新型コロナによる町民生活の影響等を考慮し、見送られた経緯があります。しかしながら、早期健全化が必要なのは変わらず国保が広域化された中で、他市町村と比べ低い税額を維持し続けることは、加入者が皆で支え合う国保の趣旨にそぐいません。また交付金に不利な影響を及ぼしかねず、一層運営を不利にしかねません。運営の不安定化、ひいてはは突然の大幅な引き上げなど、加入者に不利益を及ぼすことも考えられます。加入者のためにも、持続的、安定的な運営を目指すことが必要であります。今回の改訂でも保険税額は、なお県平均約１万５０００円を下回っております。町民負担を考慮した段階的な改定により、将来を見据えた国保運営のためにも、加入者の税率を適当な水準としておくこととは、町の責務であり、基金残高からもその必要性は明らかであります。町民負担についても、新型コロナの影響による減免制度、また税率の算出では公平な負担となるように、所得等に応じた応能割と加入者等に応じた応益割のバランスが考慮されております。また諮問機関である国民健康保険運営協議会でも全会一致で承認されたと

聞き及んでおります。以上のことから、私は今回の税率改定は、国保運営ために必要不可欠であり、可決すべきものと考えます。全議員の賛同をよろしくお願いいたしまして、賛成の討論といたしたいと思います。

●佐竹議長

議案第４２号について、賛成討論が終わりました。

議案第４２号について、討論を繰り返します。

他に反対討論はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

いずれも討論がないようですので、議案第４２号の討論を終わります。

残余の議案について討論はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

討論なしと認めます。続きまして採決に入ります。

議案第４２号から議案第５２号までの１１件について、順次採決を行います。

これらの議案について、各委員会からはいずれも可決すべきとの委員長報告がありました。お諮りします。

初めに議案第４２号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

●佐竹議長

挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第４３号、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第４４号、令和３年度美郷町一般会計補正予算第２号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

●佐竹議長

挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第４５号、令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第１号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第４６号、令和３年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第１号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第４７号、令和３年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第１号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第４８号、令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第１号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第４９号、令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第５０号、専決処分の承認を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第５１号、専決処分の承認を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５２号、専決処分の承認を求めることについて、委員長報告のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第６、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布しておりますように、各委員会から、閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、これらの申し出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

●佐竹議長

ご異議なしと認め、よってそれぞれの委員会へ付託することに決定いたしました。

以上、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じるとともに、令和３年美郷町議会第２回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会　午後　２時００分）